

一般社団法人弘前青年会議所

会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人弘前青年会議所（以下、「本会議所」という。）定款第2章に基づき、本会議所の会員資格について必要な事項を定め、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

(新会員加入)

- 第2条 入会の申込みは、正会員2名の推薦を必要とする。推薦する正会員（以下「スポンサー」という。）は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し、理事長に提出する。
- 2 入会を希望する者は、原則として1回以上例会等にオブザーバー出席しなければならない。
 - 3 前項の規定を満たした者は、スポンサーと共に理事長と面接し、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。
 - 4 担当委員会は入会申込書を理事会に提出し、理事会はその可否を決定する。
 - 5 理事会で入会を承認された者は、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

(再入会)

- 第3条 再入会を希望する者は、当該年度の理事長にその旨を申し出し、理事会はその可否を審議する。
- 2 再入会は、前条の規定に準ずるものとするが、入会金は半額とする。

(メンバーチェンジ)

- 第4条 正会員が転居等のやむを得ない理由によって、会員としての義務を履行できなくなり、且つ当該会員と同一勤務先より入会を希望する者がある場合をメンバーチェンジという。
- 2 メンバーチェンジは第2条の規定に準ずるものとするが、入会金は半額とし、当該年度の会費は免除する。

(スポンサーの資格)

- 第5条 スポンサーとなる正会員は、入会申込者に対し、青年会議所を正しく理解させるとともに、良き会員になるよう指導できる者でなければならない。
- 2 スポンサーは、定款及び諸規程に基づき、当該入会申込者が正会員となった場合、入会年度及び次年度に関する義務の不履行について、原則として、その全ての責任を負わなければならない。
 - 3 スポンサーとなることのできる者の資格は、次の通りとする。
 - (1) スポンサー2名の内1名は、入会后満2年を経過した正会員であること。又、スポンサーの内1名は、当会に今後2年以上在籍期間を有すること。
 - (2) 定款及び諸規程で定める会費の滞納がないこと。

- 4 新加入会員が入会后、入会年度及び次年度になんらかの形で資格を失った場合、スポンサーとしての資格を1年間停止することがある。

(入会金及び会費納入)

第6条 正会員になろうとするものは、入会金として、20,000円を納入しなければならない。但し、他青年会議所会員であって、転居等により本会議所に加入しようとする者で、他青年会議所の証のある者、正会員として年齢を超過した者と同一勤務先より入会を希望する者があれば、その翌年度に限り入会金を半額とする。又、賛助会員においては入会金を免除とする。

- 2 本会議所の会費及び納入期限を次の通りとする。

会員種別	金額	納入期限
正会員	年額 135,000 円	毎年1月15日
特別会員	永久会費 135,000 円	特別会員になろうとする年の6月末日
賛助会員	年額 10,000 円	毎年1月15日

- 3 正会員の会費は、分納を認めるものとする。但し、分納の場合は半額以上を1月15日までに納入し、残額を5月10日までに納入しなければならない。
- 4 特別会員の会費は、分納を認めるものとする。但し、特別会員になろうとする者が分納を希望する場合は、分納回数や金額を専務理事と交渉の上これを決定する。但し、分納回数の最大限度は2回とし、最長で2年以内とする。
- 5 年度の途中において入会する正会員は、入会を承認された理事会の翌月から月11,250円の割合で、年度の残りの月分の会費を一括納入するものとする。
- 6 年度の途中において賛助会員となった会員は、入会を認められた月の末日までに会費を納入しなければならない。

(休会)

第7条 正会員は、病気、産前、産後、育児、又は海外出張等、その他やむを得ない事由により長期間に亘る欠席が余儀なくされる時は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、当該年度を休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

- 2 休会が理事会で承認された場合には、その期間に限り、第12条に定める会合等への出席義務が免除される。
- 3 正会員の出産が事由である場合は、出産予定日の2か月前から出産後1年後までの期間を休会することができる。又、会費は一部免除される。この場合には、会費を一部免除されている年度に正会員として活動することもできる。
- 4 正会員の出産・育児休会の会費は、出産日を基準とし、その次年度を正会員会費の半額とする。

(会員資格の喪失)

第9条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を完納し、退会届を理事長に提出しなければならない。理事長が退会届を受理した時をもって退会したものとみなす。

- 2 正会員が所定の期日までに会費を完納しなかった場合は、理事会で決議した上、専務理事は当該正会員に対し、直ちに猶予期間を設けて、会費納入の督促状を発送する。当該猶予期間内に会費を納入しなかった場合は、理事会で審議した後、総会の決議をもって除名を決定する。

(特別会員)

- 第10条 正会員としての年齢を超過した者は、その年度末において自動的に本会の特別会員になることができる資格を有する。
- 2 前項以外に特別会員の申込みをすることはできない。特別会員になることを希望する者は、特別会員申込書を理事長に提出する。
 - 3 特別会員申込者は、第6条に定める会費を納入することにより特別会員となる。
 - 4 特別会員は、例会、その他の会合に出席することができるが、必要に応じて、実費を負担するものとする。
 - 5 特別会員は、総会における議決権を有しない。
 - 6 特別会員は、理事会からの諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員)

- 第12条 賛助会員は、理事会が参加を認める事業に参加することができる。
- 2 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

(出席義務)

- 第13条 正会員は、総会、例会、所属委員会、その他本会議所が関わる会合に出席しなければならない。
- 2 前項の会合等を欠席、遅刻、早退する場合は、あらかじめ申し出なければならない。

附 則

- 1 本規程は令和4年12月16日より施行する。
(令和4年8月23日理事会決議、令和4年9月7日総会決議)